

おもてなし

京都府立海洋高等学校との連携協定による 事業のご報告

平成30年3月、当所と京都府立海洋高等学校による連携協定を締結し、以後、計6回にわたり定例会議を開催し、地元就職推進等を目的に協議を重ね、以下の事業を実施いたしました。

◆インターンシップ（職場体験等）事業

○企業見学会（平成30年11月7日※）

当所より宮津市内での企業見学会を提案した結果、2年生49名を対象に市内6事業所（金下建設㈱、宮津海陸運輸㈱、㈱ホテル北野屋、雪舟庵他）で実施しました。

◆今後の取組

○企業説明会

当所より市内事業所が企業説明を行う場の提供を学校側に提案し、12月12日、1月23日に6時間目の授業を活用し企業説明会を予定しております。

○インターンシップ事業

来年の春休みに2年生を対象に実施予定です。



平成31年 宮津市新年賀詞交歓会のご案内

新年を迎えるにあたり、宮津市・宮津商工会議所共催による新年賀詞交歓会を次のとおり開催いたします。

新年の始まりを会員及び市民の皆さまと祝うとともに、新たな決意と結束を図る機会となります。会員皆さまにおかれましては、多数のご来場をお待ち申し上げます。

記

【日時】 平成31年1月4日(金)
午前11時より

【場所】 みやづ歴史の館
文化ホール



年末・年始休館のお知らせ

12月28日(金)	仕事納め
12月29日(土)	休館日
↓	
1月 3日(木)	
1月 4日(金)	仕事始め

*ご不便をおかけしますが、
よろしくお願いいたします。



第8回常議員会 城崎宮津市長との意見交換会を開催

去る11月12日、当所において第8回常議員会を開催いたしました。

今井会頭の挨拶の後、議事に入り、上程しました議案すべてご承認いただきました。その後、宮津エネルギー研究所の利活用、会員増強運動、海洋高校企業見学会について意見交換、報告がなされました。

常議員会終了後は、城崎宮津市長より「夢と希望があふれ 住み続けられるまちづくりに向けて」、「宮津市の状況」について報告があり、その後意見交換を行いました。

城崎市長からは、市民の皆さんに宮津市の現状をわかってもらう必要があるため、市内を9つに分け、意見交換を行うことになっていると報告があり、運転手の人手不足などに伴う200円バスの運行などについても意見が出されました。

(1) 夢と希望があふれ

住み続けられる

まちづくりに向けて

(2) 宮津市の状況



西脇京都府知事へ要望しました

去る9月27日、当所今井会頭が城崎宮津市長、上田副市長、中島府議会議員他と京都府庁を訪問し、西脇知事、山内・舟本副知事へ次の事項について要望を行いました。

【要望事項】

- 1 丹後歴史文化博物館（仮称）の整備について
丹後歴史文化博物館（仮称）の建設に当たっては、当該施設が「海の京都観光圏」の中心地で、かつ歴史・文化の集積地に位置するという立地環境に鑑み、博物館本来の役割に加え、宮津市が推進する「日本の顔となる観光地づくり」に資する地域の拠点施設となるよう要望
- 2 天橋立の世界遺産登録について
- 3 宮津エネルギー研究所の再稼働について



平成30年分 年末調整における留意事項等

本年も年末調整を行う時期になりました。主な留意事項は以下のとおりです。
ご不明な点がございましたらお気軽にご相談下さい。

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。（改正前：38万円超76万円以下）

各種申告書等の様式の変更がありましたのでご注意ください。

2. 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成49年（2037年）12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

年調年税額は、算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額に102.1%を乗じて算出します（100円未満の端数は切り捨てます）。

手続き等についてご不明な点がございましたら、宮津商工会議所までお気軽にお問合せください。（☎22-5131）



宮津商工会議所青年部新入会員募集中！！

あなたも宮津商工会議所青年部の一員となり、企業経営の勉強や会員との親睦を通して、情報交換や自己研鑽をはかり、事業所の発展、また自己のスキルアップに役立ててみませんか？そして一緒に宮津を盛り上げましょう！！

お問い合わせ：0772-22-5131（事務局：矢野）



「宮津カレー焼きそば」ゴールドカードプレゼントキャンペーン

宮津カレー焼きそば会は、「宮津カレー焼きそば」の認知度アップを図ることを通じ、宮津の魅力を市内はもとより全国に発信することを目的に平成27年に設立しました。

今年度事業として、11月から毎月1名様に宮津カレー焼きそば「ゴールドカード」をプレゼントいたします！（平成31年3月まで）

- 【応募方法】 インスタグラムにハッシュタグ「#宮津カレー焼きそば」を付けて宮津カレー焼きそばの写真を投稿しよう！
※当選された方には、インスタグラムのメッセージにて当選のご連絡をさせていただきます。

【特典】 協賛店にてカレー焼きそばをご注文の際にカードご提示で割引特典が受けられます。

【特典期間】 2019年12月未まで

※期間延長の場合は、宮津カレー焼きそば会HP、各店舗にて告知させていただきます。

【お問合せ先】 事務局：宮津商工会議所 担当：廣野（☎0772-22-5131）

【HP】 <http://curryyakisoba.com/>



平成31年1月からスマートフォンでも申告ができます。

【対象者】

- 給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄付金控除を適用して申告される方。
- 年金受給者の方。

※内訳書、決算書の添付が必要な場合は、ご利用いただけません。

【事前準備（ID・パスワード方式）】

- 税務署で職員と対面による本人確認を行い「ID・パスワード」を発行。
※運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- 平成31年1月からマイナンバーカードとICカードリーダライタを使用し、ご自宅等から開始届出書を送信することで利用可能になります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

【スマートフォンでの申告手続き】

- ①国税庁HP「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成。
 - ②「ID・パスワード方式」を利用してe-Taxで送信すれば申告完了。
※ICカードリーダライタは不要です。
※e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要です。（自宅で保管してください）
※申告書の控えはPDF形式でスマホに保存。
※ご自宅のプリンタ等で印刷し、税務署へ郵送等で提出もできます。
- ◆「ID・パスワード方式」は暫定的な対応です。国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。



京都府最低賃金のお知らせ —京都府最低賃金を26円引き上げ—

京都府最低賃金（地域別最低賃金）が平成30年10月1日から下記のとおり改正されております。京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者（パートタイマー・アルバイト等）を使用することはできません。



京都府最低賃金	適用対象	改正前金額	改正金額
時間額	京都府下の事業場で働くすべての労働者及びその使用者	856 円	882 円

除外賃金

最低賃金には次の賃金は算入されません

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日及び深夜割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）



詳細は京都労働局労働基準部賃金室（☎075-241-3215）又は丹後労働基準監督署（☎0772-62-1214）にお尋ねください。

女性会活動報告

京都府商工会議所女性会連合会
平成30年度全体事業が宮津の地で開催!!

京都府商工会議所女性会連合会平成30年度全体事業が、去る10月22日、宮津市において開催されました。

この事業は、京都府下8商工会議所女性会で組織いたします京都府商工会議所女性会連合会が、各地女性会が相互に情報交換を行うことで一層連携を深め、充実した事業活動の展開を図り、会員が幅広い知識を身につけ、教養を高めるため例年開催されているもので、本年度は宮津商工会議所女性会が主管地として開催の準備を進めておりました。

当日は、京都府下から108名の会員が集い、与謝野町出身の廣野道子氏より「洋菓子のヒロタの再生と21世紀のライフスタイル産業」をテーマにご講演いただきました。その後、来賓の方を交えた懇談会、市内の名所を回る見学会を開催し、盛会のうちに終了いたしました。

企画から運営までご理解、ご協力いただきました女性会会員の皆さまはじめ、当日ご協力いただきました「縞の財布会」「宮津観光アテンドまちなか案内人の会」の皆さま方に、この場をお借りし御礼申し上げます。

また、宮津商工会議所女性会は随時新入会員を募集しておりますので、興味をお持ちの方はご連絡ください。(☎22-5131)



宮津商工会議所 ニューストピックス

10/4 Seminar

Instagram集客
8大テクニックセミナーを開催

SNS運用コンサルタント坂田誠先生（株式会社ちえん。代表取締役）をお招きし、「Instagram集客8大テクニックセミナー」を開催し45名の方に参加頂きました。

Instagramの特徴、ハッシュタグの活用方法、写真の加工方法等についてご説明頂きました。



10/29 Seminar

事業承継セミナーを開催

中小企業診断士 成岡秀夫先生（株式会社成岡マネジメントオフィス 代表取締役）をお招きし、「事業承継セミナー～会社やお店の10年後を考えてみませんか?～」をテーマに開催し17名の方に参加頂きました。

事業承継の留意点、承継する経営資源、事業承継計画書作成等についてご説明頂きました。



11/15 Seminar

消費税軽減税率制度説明会

宮津税務署、(公社)宮津納税協会との共催で消費税軽減税率制度の説明会を開催し22名の方に参加頂きました。

2019年10月1日より実施が予定されている「軽減税率制度」や今後のインボイス制度の概要等を宮津税務署からご説明頂きました。



安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得控除」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

中小機構 TEL:050-5541-7171（共済相談室） 小規模共済 検索